

## 4月1日から変更されたこと

4月1日から変更になった主な制度の変更点をいくつか簡単にまとめてみました。

### ●中小企業にも時間外労働の上限規制の適用

- ▶単月100時間未満、年間720時間以内などの残業の上限が適用される

### ●多くの施設で屋内が原則禁煙

### ●民法改正(債権法)

#### ・保証人の保護に関する改正

- ▶安易に保証人となることによる被害発生の防止を目的に、事業用融資について、経営者等以外を保証人とする場合、公正証書作成による意思確認手続きが必要

#### ・法定利率に関する改正

- ▶法定利率を年5%から年3%に引き下げ、市中の金利動向に合わせて利率を3年ごとに見直す変動制の導入

#### ・債権消滅時効に関する改正

- ▶業種ごとに異なる短い時効の例外規定を廃止し、10年(ビジネスは5年)に統一

### ●賃借人と賃貸人とのルールの明確化

- ▶敷金の扱いや修繕関係の権利義務が明確化される
- ▶敷金について、定義や返還ルールなどが明記され、通常使用による損耗や経年劣化は原状回復義務の範囲外であること、自身の故意や過失によるキズなどは借主が修繕義務を負うことなどが明確にされる

### ●国民年金の保険料 月額16,540円に増額

## ※新型コロナウイルス感染拡大による緊急経済対策について

コロナ対応の経済対策は大きくわけて3種類あります。

- 1.助成金(返さなくてよい)
- 2.支払いが猶予されてとりあえず払わなくてもよいもの
- 3.一定期間無利息で借入できるが元本は返済するもの

日々情勢が変わる中でみなさまに有用な情報をお伝えしていきたいと存じます。